

答 申 第 2 5 6 号

平成19年3月23日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成18年6月9日付け保指第273号の1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成18年5月10日付けで異議申立人から提起された、平成18年5月8日付け保指第163号の4の行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、平成18年5月8日付け保指第163号の4で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 東庄町は、平成10年度に補助金交付要件の起債禁止に違反し、千葉縣市町村特別振興資金を縣市町村課より起債した事実が明らかとなっているから、国からの補助金の不正受給は明らかである。不正受給に千葉県が加担したから行政文書を保有していないことにしている。

東庄町の保健福祉総合施設の通所介護事業は、平成15年度から民間事業者へ丸投げされており、このことは平成16年度地方公営企業決算統計で明らかである。補助目的外使用であるから平成10年度と同施設への国補助金の返還が必要であると同時に、平成15年度以降の同施設運営事業への国からの国保特別調整交付金の不正受給でもある。

イ 鋸南町は、平成11年以降、施設の目的外使用をしているにも関わらず、国へ補助金の返還をせず、施設運営の国交付金の不正受給をしているのは明らかである。同町の保健福祉総合施設の通所介護事業は、平成12年度から同町が営利事業として実施しており、補助目的外使用であるから平成10年度と同施設への国補助金の返還が必要であると同時に、平成12年度以降の同施設運営事業への国からの国保特別調整交付金の不正受給でもある。県保険指導課は、介護保険法（平成9年法律第123号）第197条第2項の規定を無視し、国と県が対等であると嘘を言い続け、不正受給を県が隠蔽している事実が明らかとなっても改めようとしない。

ウ 富山町の総合保健施設への国からの国保特別調整交付金の交付基準は、介護支援部門の設置が条件であるのに設置されていない。また、平成15年度から、訪問介護部門は民間事業者が指定を受け実施している。平成14年度の整備のための同交付金及び15年度以降の運営事業への同交付金は不正受給である。県がこの不正受給を承知の上で加担したから行政文書を保有していないことにしている。

エ 県保険指導課は不正受給を隠して、国へ交付申請書を進達しているのだから、該当する文書は存在する。

オ 県保険指導課は、国から申請書の審査の事務を受託しているが、この背任行為を隠すため不存在としている。犯罪であり許されない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 対象となる行政文書について

異議申立人（以下「申立人」という。）が、平成18年4月10日付けで開示請求をした行政文書は、「国民健康保険保健福祉総合施設に関して、東庄町、鋸南町、富山町（南房総市含む）が国から補助金、交付金を不正受給したことがわかる一切の書類」である。

(2) 本件決定について

「国民健康保険保健福祉総合施設に関して、東庄町、鋸南町、富山町（南房総市含む）が国から補助金、交付金を不正受給したことがわかる一切の書類」を求める開示請求（以下「本件請求」という。）は、東庄町、鋸南町、富山町（現南房総市）の国民健康保険総合保健施設（平成11年度までは国民健康保険保健福祉総合施設。以下「各保健施設」という。）に対する国からの補助金、交付金の不正受給があることを前提としているものであるが、実施機関は各保健施設に関する不正受給があると認定していないことから、当該請求に係る行政文書は存在しない。

(3) 本件異議申立ての理由に対する意見

申立人は、各保健施設に対する国からの補助金、交付金の不正受給が明らかになっていると主張している。しかしながら、各保健施設に対する国からの補助金、交付金に関して不正受給の事実はなく、申立人の主張は当たらない。

4 審査会の判断

当審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

申立人は、実施機関に対し、平成18年4月10日付けで本件請求を行った。

これに対し、実施機関は、該当する行政文書を保有していないとして、本件決定を行ったものである。

(2) 本件請求に係る行政文書の不存在について

実施機関は、本件請求に係る行政文書を保有していないと説明するので、以下検討する。

ア 開示請求書の記載内容、異議申立書等の内容、及び実施機関の説明から、本件請求は、各保健施設に対する国からの補助金、交付金の不正受給があることを前提としているもので、請求の趣旨を満たす文書は、保険指導課国保指導室が取得又は作成し保管している行政文書のうち、実施機関が各保健施設に関する補助金、交付金の不正受給を認定した旨の記載のある行政文書又は不正受給を前提とする補助金、交付金の返還について記載のある行政文書であると認められる。

イ ところで、実施機関の説明は、前記3のとおりであり、各保健施設に関する補助

金、交付金の不正受給を認定していないとの理由により、本件請求に係る行政文書は不存在であるとしている。実施機関に確認したところ、不正受給と認定していない具体的理由は次のとおりであった。

(ア) 国では、施設内容及び施設規模等、一定の要件を満たした国民健康保険総合保健施設に関し、建設時の施設整備費等及び建設の翌年度からの保健事業に対する事業運営費を、国民健康保険調整交付金（平成11年度までは国民健康保険特別対策費補助金。以下、「補助金等」という。）として、市町村に対し助成している。

補助金等の交付申請に当たっては、施設整備計画の段階から事業内容について交付要件にかなっているかどうかを国、都道府県、市町村で事前協議しており、その結果、適正であると認められた内容について申請し、補助金等が交付される。

(イ) 東庄町、鋸南町、富山町（現南房総市）の各国民健康保険総合保健施設に係る国の補助金等については、建設時における施設整備費等、建設の翌年度からの保健事業に対する事業運営費がそれぞれ交付されている。この補助金等に関しても、事前協議の結果、交付要件を満たしていると認められた内容について交付申請して交付されたものであり、また、実績報告等に関しても適正と認められたものであるから不正受給ではない。

実施機関がこれらの理由により各保健施設に対する国からの補助金等に関して不正受給があると認定していないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められず、また、他に本件請求の趣旨を満たすような行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められないことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと認められる。

ウ なお、申立人は、異議申立書及び意見書で様々な主張をしているが、当審査会の判断に影響がある主張ではないため考慮しない。

(3) 結 論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
18. 6. 9	諮問書の受理
18. 7. 14	実施機関の理由説明書の受理
19. 2. 22	審議 実施機関から不開示理由の聴取
19. 3. 14	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏 名	職 業 等	備 考
岩 間 昭 道	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
佐 野 善 房	弁護士	
福 武 公 子	弁護士	

(五十音順：平成19年3月14日現在)